

表記規定マニュアル (年齢制限)

【付録】

2020年8月20日改定
2017年11月8日改定
2014年8月18日制定

項目名	ページ
年齢制限	... P 3
年齢制限(特定年齢層への訴求の禁止)	... P 4
例外事由 1号	... P 5
例外事由 2号	... P 6
例外事由 3号イ	... P 7
例外事由 3号イにおける表記例	... P 8
例外事由 3号ロ	... P 9
例外事由 3号ハ	... P 10
例外事由 3号ニ	... P 11

雇用対策法に基づき原則的に年齢制限をした募集は法律で禁止されていますが、募集条件が例外事由に該当した場合のみ、ルールに基づいた上で年齢制限を行った募集が可能です。

年齢制限 例外事由

例外事由 1号	定年年齢を上限として、その上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由 2号	労働基準法その他の法令の規定により年齢制限が設けられている場合
例外事由 3号 イ	長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由 3号 ロ	技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由 3号 ハ	芸術・芸能の分野における表現の真実性などの要請がある場合
例外事由 3号 ニ	60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

例外事由に該当した募集であることが原稿上から判断できれば、例外事由の名称の表記は任意です。

年齢制限例外事由に該当しない募集の場合、
特定の年齢層を表す文言で求職者に訴求することは年齢制限としたことと
同義とみなされ、法に抵触します。
そのため、以下のような言葉を用いた訴求表現をすることができません。

NG表記例	NG理由
若手歓迎。 若い力を求めています。 若さを活かしてください。	「若手」「若い力」「若さ」=若年層のみを指す、または連想させる言葉を用いた訴求表現であるとみなされる。
若手～ベテランまでを募集。 新人～中高年までを募集。	「新人」「ベテラン」は必ずしも特定の年齢層を指しているとは言えないため、 若手のみ、または中高年のみへの訴求表現とみなされる。 ※「若手～中高年」であれば全世代を募集していることが分かるのでOK。
中高年も歓迎です。 中年の方もOK。	「中高年」「中年」=中年以降を指す言葉を用いた訴求表現であるとみなされる。

●例外事由 1号

期間の定めのない労働契約である場合に、
定年年齢を上限として年齢制限をすることが認められる例外事由です。

この例外事由に当てはまる場合、以下のルールを守って表記を行ってください。

※シフトワークスでは、「正社員」募集はできませんので、ご注意ください。

①期間の定めのない労働
契約であること

②定年年齢を明記
(定年年齢を上限とする)
※下限年齢は設定しないこと

OK例	NG例	
表記例	表記例	理由
60歳未満の方 (定年:60歳)	<契約社員募集> 60歳未満の方	有期雇用は例外事由に該当しないためNG
	60歳未満の方(定年:63歳)	定年年齢の上限に設定していないためNG
	40~60歳未満の方(定年:60歳)	下限年齢を設定することは例外事由に該当しないためNG

例外事由 2号

労働基準法その他の法令において、特定年齢層の就労が禁止・制限されている業務について、年齢制限をすることが認められる例外事由です。

この例外事由に当てはまる場合、以下のルールを守って表記を行ってください。

法で定められている特定年齢層の最下限年齢のみを明記
(上限年齢の設定は不可)

OK例		NG例	
表記例	表記例	理由	
18歳以上 ※警備員募集のため	18~40歳まで	上限年齢を設定することは例外事由に該当しないためNG。	
18歳~ (22:00以降の勤務であるため)	20歳以上の方 (深夜勤務があるため)	深夜勤務が禁止されているのは18歳未満であるため例外事由適用外。	

例外事由 3号 イ

長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新卒者等の若年者を正社員として募集・採用し育成していくための例外事由です。

以下の条件を全て満たす場合のみ、若年層に訴求した募集を行うことができます。

※シフトワークスでは、「正社員」募集はできませんので、ご注意ください。

①期間の定めのない雇用契約
(正社員)であること

②応募者の職務経験を問わないこと
※アルバイト経験も職務経験とみなされるため、
問うことはできません。

③新卒者以外の者も、新卒者同等の待遇(※)にすること

④下限年齢は設定しないこと
上限年齢のみ設定可
※若年層のキャリア形成を目的とした例外事由なので、
中高年層の上限年齢設定は行わないでください。

※新卒者と同様の訓練・育成体制、配置・待遇を
もって育成しようとする場合を指します。

＜応募者の経験について訴求する場合はご注意ください。＞

応募者の職務経験を問わないこと

=アルバイトを含め、就業経験が一切ない人も採用対象としていることを指しますが、実際に経験者からの応募があった場合、経験者を排除しなければならない、ということではありません。
あくまで「不問である」ことが前提です。

ただし、例外事由の観点から、職務未経験者を歓迎することは可能です(限定・排除はNG)。

また、趣味や独学、知識など、職務に就かなくても習得できることであれば訴求することは可能です。

(実務経験が資格取得の条件となる資格を求めるることは職務経験に訴求しているとみなされるためNGです。)

注意

表記OK・NG例は次ページ

例外事由 3号イにおける表記例

年齢にふれた表記例

※シフトワークスでは、「正社員」募集はできませんので、ご注意ください。

OK例		NG例	
表記例	理由	表記例	理由
<正社員募集> 35歳まで(職務経験不問)	例外事由3号イにおける表記ルールを逸脱していない	<契約社員募集> 35歳まで(職務経験不問)	正社員以外は例外事由適用外のためNG
<正社員募集> 30歳まで、未経験者歓迎	職務未経験者を歓迎することは問題ない	<正社員募集> 25~35歳まで、未経験者歓迎	下限年齢の設定はNG
<正社員募集> 25歳まで ※業界・職種経験不問	職務経験不問のため可	<正社員募集> 30歳位まで、業界経験不問 ※営業経験者歓迎	「位」「程度」などあいまいな設定はNG 職務経験について訴求するのもNG

具体的に経験その他についてふれた表記例

OK例		NG例	
表記例	理由	表記例	理由
部活でメンバーを引っ張った経験がある方歓迎		経験を活かしたい方をお待ちしています	職務経験まで含まれているように見えかねないためNG
趣味でアプリを作っていた方歓迎	職務経験がなくても習得できることに関する訴求は可	アプリ開発の実務経験がある方	実務経験=勤務して実際に業務を行った経験=職務経験ありとみなされるためNG
授業でプログラミングを習ったことがある方歓迎		プログラミングの経験がある方歓迎	実務を伴った上での経験を求めているのか不明確なためNG
独学でC言語を学んだ方もOK		アルバイトも立派な経験です	アルバイトとして雇用されて勤務した=職務経験ありとみなされるためNG
若手歓迎	例外事由3号のイに該当した募集の場合のみ表記可	FP技能検定2級以上をお持ちの方	業務に従事しないと取得できない資格を求めるることは職務経験を求めているのと同義であるためNG

例外事由 3号 口

技能・ノウハウの継承が必要となる具体的な職種について、30～49歳が同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して2分の1以下である場合に期間の定めのない労働契約で募集・採用するときの例外事由です。

※「職種」とは、厚生労働省『職業分類』の小分類もしくは細分類、または総務省『職業分類』の小分類を参考にしてください。
<http://www.stat.go.jp/index/seido/shokgyou/>

この例外事由に当てはまる場合、以下のルールを守って表記を行ってください。

①総務省『職業分類』の小分類にある職種の募集であること

②30～49歳のうちの特定5～10歳幅での年齢設定であること

③同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して、労働者数が2分の1以下であること

OK例	NG例	
表記例	表記例	理由
電気通信技術者として、30～39歳の方 ※現在当社の電気通信技術者は20～29歳が10人、30～39歳が2人、40～49歳が8人です。	電気通信技術者として、25～34歳の方	30～49歳の幅に収まっていないため。
	電気通信技術者として、35～49歳の方	年齢幅が5～10歳を超えるため。
	電気通信技術者として、30～39歳の方 ※現在当社の電気通信技術者は20～29歳が30人、30～39歳が15人、40～49歳が25人です	同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して2分の1以下となっていないため。

例外事由 3号 ハ

芸術作品のモデルや、演劇などの役者募集・採用において、表現の真実性などが求められる場合、特定の年齢層に限定して募集・採用することが認められます。

この例外事由に当てはまる場合、以下のルールを守って表記を行ってください。

芸術・芸能の分野における表現者の募集であること

※特定の年齢層をターゲットとした商品・サービスを扱うという理由では、例外事由3号ハには該当しません。

OK例		NG例	
表記例	表記例	理由	
○歳以下 ※演劇の子役のため	<イベントコンパニオン募集> 30歳以下の方 若者向けのアイテムを販売するため、 25歳以下の方	特定の年齢層を対象とした商品やサービスの提供などが目的であり、芸術・芸能の分野に該当しないため。	

例外事由 3号 ニ

60歳以上の高齢者に限定して募集・採用する場合には、年齢制限をすることが認められます。

また、特定の年齢層の雇用を促進する国の施策(雇い入れ助成金等)を活用するため、その施策の対象となる特定の年齢層に限定して募集・採用する場合にも年齢制限が認められます。

この例外事由に当てはまる場合、以下のルールを守って表記を行ってください

①60歳以上の方の募集であること、
または、特定の年齢層の雇用を促進する国の施策で定められている年齢層の募集であること。

②60歳以上の高齢者を募集・採用する場合、上限年齢を設定しないこと。

OK例	NG例	
表記例	表記例	理由
<60歳以上の高齢者募集の場合> 60歳以上の方	<60歳以上の高齢者募集の場合> 60～70歳の方	上限年齢を設定しているため。
<国の施策の対象となる特定の年齢層募集の場合> 60～65歳の方 (特定求職者雇用開発助成金の対象者として)	<国の施策の対象となる特定の年齢層募集の場合> 55～65歳の方 (特定求職者雇用開発助成金の対象者として)	募集している年齢層が国の施策の対象となる特定の年齢層と異なるため。